

	旧日南市	旧北郷町	旧南郷町
地域指定年度	昭和 47 年度	昭和 44 年度	昭和 45 年度
計画策定年度	昭和 48 年度	昭和 44 年度	昭和 47 年度
計画見直し年度	昭和 52 年度	昭和 年度	昭和 50 年度
	昭和 60 年度	平成 9 年度	平成 3 年度
	平成 5 年度	平成 16 年度	平成 14 年度
	平成 17 年度	—	—
	平成 21 年度		
	平成 24 年度		
	平成 29 年度		
	令和 5 年度		

日南市農業振興地域整備計画書

令和 5 年12月
宮 崎 県 日 南 市

目 次

ページ

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	4
ウ	特別な用途区分の構想	7
2	農用地利用計画	8
第2	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
4	他事業との関連	12
第3	農用地等の保全計画	13
1	農用地等の保全の方向	13
2	農用地等保全整備計画	13
3	農用地等の保全のための活動	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	15
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	15
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	17
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19

第5	農業近代化施設の整備計画	20
1	農業近代化施設の整備の方向	20
2	農業近代化施設整備計画	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	23
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	23
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	23
3	農業を担うべき者のための支援の活動	23
4	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	24
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	24
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	24
3	農業従事者就業促進施設	25
4	森林の整備その他林業の振興との関連	25
第8	生活環境施設の整備計画	26
1	生活環境施設の整備の目標	26
2	生活環境施設整備計画	26
3	森林の整備その他林業の振興との関連	26
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	26
第9	附 図	別添
1	土地利用計画図（附図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（附図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（附図4号）	
5	農業従事者就業促進施設（附図5号）	
6	農村生活環境施設整備計画図（附図6号）	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、宮崎県南部に位置し、北部は宮崎市、西部は三股町及び都城市、南部は串間市に接している。本市の東部は日向灘に面し、「日南海岸国定公園」に指定されている海岸線が続き、北部から北西部にかけては標高1,000m級の小松山や男鈴山等の山々に囲まれている。

土地利用の現況は、市全域の面積が53,359haで、その中の24,749ha（46.4%）が農業振興地域として指定を受けているが、農業振興地域のうち、14,853ha（60.0%）が森林・原野であるため実質農用地として活用されているのは3,730ha（15.1%）となっている。

本市の林野面積が占める割合は約80%で、その約68%が飢肥杉の人工林で占められている。

河川は、広渡川、酒谷川、細田川、南郷川、潟上川の主要河川が東流して日向灘に注いでおり、本市の水田はそのほとんどがこの流域の低地に分布しているため、しばしば、台風や集中豪雨による被害を受けている。

人口は減少傾向にあり、令和3年10月現在では49,853人となっている。農業就業人口も減少を続けており、令和2年農林業センサスの結果によると、販売農家数の総人口に占める割合は、平成27年の6.0%（3,262人）から令和2年の5.1%（2,524）まで減少している。

また、販売農家の老年人口（65歳以上）が占める割合は、平成27年の43.7%（1,424人）から令和2年には44.9%（1,133人）に増加し、農家にも急速な高齢化が進み、今後もこの傾向は進むものと予想される。

このような人口の減少や令和5年3月に開通した東九州自動車道の日南東郷インターチェンジ及び日南北郷インターチェンジ周辺地域は、今後相当な産業構造の変化が見込まれることから、周辺の環境に配慮しつつ、日南市重点戦略プラン、国土利用計画、都市計画マスタープランその他の計画との整合を図りながら優良な農用地の確保に努める。

このような状況を踏まえ、本市の農業の発展を図るため、認定農業者や農地所有適格法人などを中心とした担い手農家等への土地利用集積や集落営農を推進し、耕作放棄地の解消に努め、優良農地の確保を図る。

なお、ほ場整備や農道整備等により生産基盤の高度化を積極的に進め、農業施設の効率的な更新整備を推進し、農業の生産性の向上と併せて農村環境の改善を図る。

<表 農業振興地域内面積の見通し>

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和5年)	3,730	15.1	99	0.4	14,853	60.0	66	0.3	6,001	24.2	24,749	100
目標 (令和15年)	3,720	15.0	100	0.4	14,843	60.0	73	0.3	6,013	24.3	24,749	100
増減	-10		1		-10		7		12		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地3,730haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約3,146haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設 等の具体的な名称	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
		ha	ha	ha	
細田海門工業団地	細田海門	6.0	0	6.0	
日高嶋工業団地	日高嶋	6.3	0	6.3	
上床工業団地	北郷上床	4.5	0	4.5	

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・ 埋立又は干拓
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 高収益をあげている野菜等のハウス団地
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ・ 都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものを農用地区域に設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域に設定する。

(エ) 現況森林、原野についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野については、基本的に農用地区域には設定しないが、10年以内に開発予定がある区域等は農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市においては、地形的な条件などにより規模の拡大が進み難く、また、兼業農家の小規模な農業が大部分を占める状況にある。そして、高齢化・担い手不足などにより、条件の不利な農用地から耕作放棄が進む状況にある。

今後は、農用地区域を設定した約3,146haの農用地等の積極的な確保とともに無秩序な開発を防止し、農業的土地利用と非農業的土地利用の明確化を図り、優良農地を確保するための整備や保全、耕作放棄地の解消を推進する。

用途別に見ると、水田については、県営ほ場整備、団体営、県単事業によって、57.3%が基盤整備されており水田の汎用化が進められている。今後、水稻のほか、施設野菜、施設花き、露地野菜等の定着を図り、畜産の粗飼料生産も振興していく。さらに農地の集団化及び高度利用を図るために、担い手農家を中心とした施設型農業と土地利用型農業の複合経営による円滑かつ効率的な土地利用を図る。

畑については、住宅地に介在したものや山間部に大半が点在しているため、集団化が困難な状況にあるが、今後とも露地野菜等の生産に努める。

樹園地については、極早生うんしゅうみかんを主体に、金柑、ポンカン、日向夏等の中晩

柑を推進していく。さらに、施設栽培による高品質化を推進するとともに、日向夏、不知火等を中心に面積の拡大を行い、複合的な産地基盤の確立を図る。

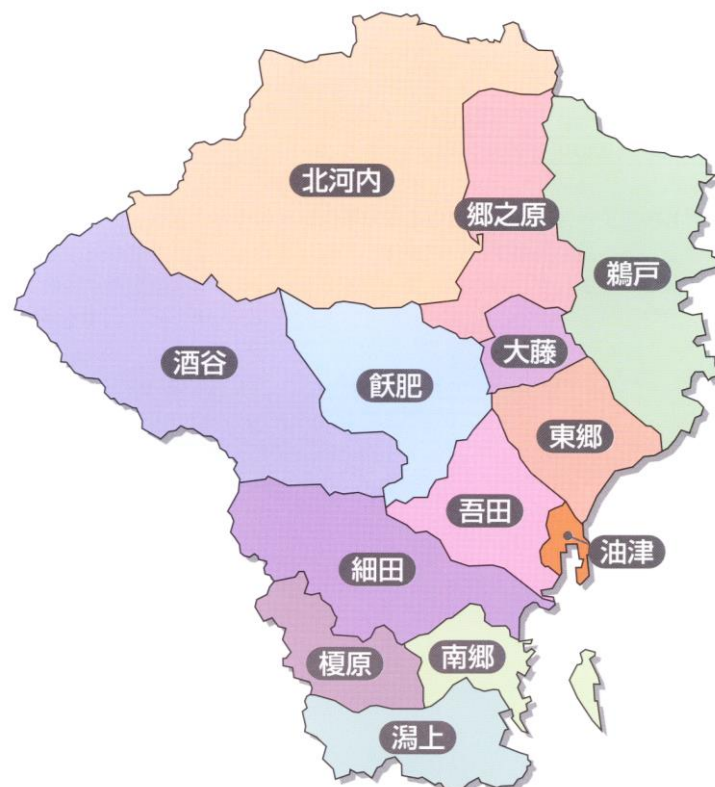
採草放牧地や農業用施設用地については、周辺環境に配慮しつつ、適正かつ有効な土地利用に努める。

単位：ha

区 分 地区名	農 地			採草放牧地			混 牧 林 地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
日南地区	1,818	1,808	-10	79	79	0	—	—	—	59	59	0	1,956	1,946	-10
北郷地区	356	356	0	20	20	0	—	—	—	57	58	1	433	432	1
南郷地区	982	981	-1	0	0	0	—	—	—	12	12	0	994	993	-1
計	3,156	3,145	-11	99	99	0	—	—	—	128	129	1	3,383	3,373	-10

イ 用途区分の構想

地域の区分は、旧市町村界による行政区分を基本単位として、次図のように旧日南市における飢肥、吾田、油津、東郷、細田、鵜戸、酒谷の7地域、旧北郷町における大藤、郷之原、北河内の3地域、旧南郷町における南郷、潟上、榎原の3地域、合わせて13地域に分けている。



(ア) 飢肥地区

本地区は、古くから伊東藩5万1千余石の城下町として栄えてきた町である。

酒谷川水系に属する板敷、吉野方、楠原地区の平坦部にまとまった水田が広がっている。

地理的状況や地域の意向などを考慮し、さらに農地を集積するとともに、集落営農組織や農地所有適格法人の育成に努め、耕作放棄地の解消や雇用の確保等地域営農の発展向上を図る。

畑は、板敷の乱杭野や吉野方の小松山山系及び楠原の愛宕山山系に属する樹園地を維持し、適地適作による果樹の高品質化等を振興する。

農山村地域については、人口の減少を抑制するため、新たな就農者なども呼び込むことができるよう、集落生活環境、農業生産基盤、林業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、酒谷川流域などの優良農地と飢肥杉などの優良林地の確保を図る。

(イ) 吾田地区

本地区は、市の中央に位置し、国道222号を中軸として大部分が用途地域に指定されている。

市街地近郊の西弁分の山手と隈谷川流域に沿う水田は、旧ほ場（10a区画）ではあるが整備され、畑は市街地近郊沿いの山腹や台地に小規模ではあるが散在し、今後も主として樹園地や野菜畑として農地の利用を行う。

今後も農用地の積極的確保に努め、農業基盤整備を推進する。

(ウ) 東郷地区

本地区は、中心市街地の東部にあって、広渡川流域に沿う水田や平山・風田地区の水田は、そのほとんどが基盤整備された本市最大の水田地帯であり、今後とも農業生産の拠点地域として農業近代化を進め、水稻、施設野菜、施設花き、露地野菜栽培などの農業生産性の向上を目指すとともに、集団的な土地利用を推進する。

(エ) 鵜戸地区

本地区は、日南海岸国定公園に指定され、宮崎・日南海岸リゾート構想においても、保養・歴史リゾートゾーンとして重要整備地区に位置づけられている風光明媚な海岸部と背後の森林からなる農山漁村地域である。

国道220号沿いに水田、その山腹に畑・樹園地が散在している。地域の特性を生かしたポンカン・日向夏等の果樹の産地化が進み、今後とも地域農業に必要な農地の確保と保全を図る。

(オ) 細田地区

本地区は、臨海部に大堂津漁港、海水浴場を中心に市街地が形成され、背後地は細田川、南郷川流域に広がる農山村地域であり、細田川流域の水田は優良農地として、また、丘陵地に優良な果樹園を有する地域である。

広域営農団地農道整備事業等による流通体系を利用したの農畜産業の拠点地域として、農業近代化や農業基盤の整備を進めるとともに、自然環境の保全、公害防止に十分配慮しつつ土地の有効活用を図る。

細田川流域に広がる水田は、基盤整備された優良農地であり、大窪川上流の流域に沿う水

田は小規模で散在している。

今後とも、地域の担い手等により効率的な低コスト農業を推進するとともに、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律により造成された細田海門地区の工業団地については、農業と工業が調和した均衡ある発展を目指す。

畑については、大窪、毛吉田、萩之嶺、塚田地区等の山腹の団地において、樹園地として利用を図り、今後とも県内一のみかんの産地として振興する。

(カ) 酒谷地区

本地区は、酒谷川流域に带状に農用地が展開し、その上流に広大な森林が広がる本市第一の林業地帯である。丘陵部は樹園地を主体とした畑があり、農林業中心の農山村地域である。

水田については、平坦地域の酒谷2区、3区、4区において集団性のある優良農地として大部分が基盤整備され、畑については、1区の栗嶺・5区の永野においてまとまった農地を有し、今後とも甘藷栽培をはじめ利用していく。

また、8区の坂元の棚田については、特別な用途区分に指定し保全していくとともに、今後さらに土地の有効活用を図る。

一方で、農家の状況をみれば、小規模な兼業農家、生涯農業を行う高齢農家、高齢化による土地持ち非農家へととなりつつある。こうした中で若者の定住する快適な農村を目指すため、生産基盤と生活環境の一体的整備を推進していく。

(キ) 大藤地区・郷之原地区

本地区は、広渡川流域に広がる平坦な水田地帯で、最も農業生産の盛んな地域である。土地条件にも恵まれ、団体営・県営ほ場整備事業等により基盤整備が図られ、水管理はパイプライン方式によるものである。

また、田畑輪換体系の整備がほぼ100%整備されていることから、優良農地として有効利用が図られている。

平坦部は施設利用型（スイートピー、ピーマン、金柑、中晩柑）を主軸として、夏秋野菜、飼料作物、たばこ、水稻等の作付がなされ、樹園地以外は小規模な畑が点在し、農業生産や地域活動に寄与する土地利用が図られている。一方、農業用施設用地の利用については、畜産をはじめ施設型農業の充実を図る。

(ク) 北河内地区

本地区は、清流と緑に囲まれる山間地帯で、中山間地域等直接支払制度、中山間地域振興作物（自然薯、ほおずき）を中心に、多面的機能の維持発展と、特産加工グループによる地域おこしの展開が図られている。水田は団体営・県単事業によってほぼ90%が整備され、施設利用型（スイートピー、ピーマン）、飼料作物、水稻作付けによる土地利用が図られ、樹園地は中晩柑をはじめ、施設利用型農業が定着し、耕作放棄地への利用については、サルによる被害が発生しない品目の導入がなされている。

また、その他、飢肥杉植林による転用は可能な限り抑制し効果的な土地利用を推進する。一方、農業用施設用地は、畜産団地が中心であるが、既存施設に配慮し、土地利用の動向を踏まえ適切に配置する。

(ケ) 南郷地区

本地区は、旧南郷町の中心街と周辺農村集落で構成され（中央町・目井津・栄松・上中村・津屋野・谷之口）、都市計画区域を含んでおり、都市基盤の整備の計画と整合を図りながら農業の振興に努める。

また、農業生産基盤の整備がおおむね完了しており、これらの適切な維持管理に努める。

主な作物としては、水稻・柑橘類・施設野菜などで、主な経営形態は複合経営である。

水稻については産地間競争の激化から価格の低迷が懸念されるため、低コストな水稻の生産を促進する。

柑橘類については、極早生うんしゅうみかんによる早期出荷の産地として高い市場評価を受けてきたが需要減少に伴う市場価格の低迷と、他産地の早期出荷により競争が激しくなっているため、現在の出荷体制を維持しつつ、施設柑橘や中晩柑等への転換を進める。

(コ) 潟上地区

本地区は、本市の最南端にあり、地域を通過する国道 448 号沿いと（外浦・贅波・夫婦浦）県道北方南郷線沿いに（脇本・潟上上・潟上中・潟上下）集落が形成されている。

農村集落としては 6 集落（脇本・潟上上・潟上中・潟上下・贅波・夫婦浦）で農業生産基盤の整備もおおむね完了しており、今後はこれらの適切な維持管理と有効活用を促進する。

主な作物としては、水稻・柑橘類・亜熱帯作物などで、畜産も営まれており、経営形態は複合経営になっている。

水稻については産地間競争の激化から価格の低迷が懸念されるため、低コストな水稻の生産を促進するとともに、飼料用米などの生産に取り組む。

亜熱帯作物はマンゴーを中心に栽培されており、市場の動向に関して情報を収集しつつ、栽培面積の拡張と次世代の作物を模索する。

(サ) 榎原地区

本地区は、国道 220 号の沿線に集落と農地が点在しその背後に山林がそびえる地形で、4 つの農村集落（札之尾・上講・中講・下講）で構成されている。

主な作物は柑橘類で、畜産も営まれており、経営の形態としては専業が多い。

柑橘類については、極早生うんしゅうみかんによる早期出荷の産地として高い市場評価を受けてきたが、需要減少に伴う市場価格の低迷と他産地の早期出荷により競争が激しくなっているため、現在の出荷体制を維持しつつ、施設柑橘や中晩柑等への転換を進める。

また、畜産においては粗飼料の確保など、適正な飼育管理体制の整備を行いつつ、トレーサビリティシステムの確立に努める。

ウ 特別な用途区分の構想

(ア) 坂元棚田（酒谷地区の坂元集落内）

本棚田は、本市の最高峰である小松山（989m）の南西斜面に位置し、清らかな水を水源と

している。昭和初期に7年の歳月をかけて開田され、平成11年には「日本の棚田百選」に認定された。

現在は、約110枚のうち80枚、3.5haを5戸の農家で耕作している。また、棚田オーナー制度や農作業ボランティア等のグリーン・ツーリズムも積極的に開催している。

また、農地としての用途のほか、平成25年10月には重要文化的景観区域として国の選定を受けていることから、今後も文化的な景観を保護するとともに、都市住民との交流資源の拠点として利活用していく。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市農用地区域内の農地においては、各種土地改良等制度事業により土地基盤整備が進められているが、農家数の減少、高齢化、過疎化等が急速に進行する近年、担い手不足や耕作放棄地の増加などが深刻な問題となっている。

このために、今後は地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体への農地の流動化や集落における受託組織の育成により土地利用集積を促進するとともに、引き続き、農地の基盤整備、農地改良、農道整備、農地防災、農用地の開発等を計画的に推進し、農業生産性の向上と農業用施設の維持管理に務め、施設の長寿命化を図るとともに、農村環境改善・保全を行う。

ア 飢肥地区

本区域の水田は、団体営小規模排水対策特別事業、中山間地域総合整備事業、県営ほ場整備事業により約88haが整備を完了している。

今後は、県営農地整備事業により吉野方地区の水田での農道整備を推進し農業経営の合理化を図る。

板敷地区の仮屋頭首工について、農業用河川工作物等応急対策事業により付近の住宅等の冠水被害防止を図るとともに、施設の長寿命化のため整備を行う。

イ 吾田地区

本区域の水田は、市街地内と周辺水田と、隈谷川流域の水田で営農が行われているが、水田はほとんどが未整備である。

今後は、隈谷川流域水田を基盤整備するとともに、用排水路、農道等の整備を促進し農作業の効率化や生産性の向上を図る。

市街地内と周辺水田は、用水路に生活污水や雑排水の流出が著しい状況にあるため、用排水等の整備や清掃等を推進し農村環境の保全に努める。

畑・樹園地については、団地性に乏しく、各種制度事業導入は困難であることから、既存

の農業用施設の維持管理に努め施設の長寿命化を図る。

なお、上限谷地区の畑・樹園地については、県営農地保全整備事業により整備された農業用施設の維持管理に努めるとともに有効利用により、農作業の効率化や生産性の向上を図る。

ウ 東郷地区

本区域は、本市最大の水田地帯であり、昭和52年からの県営ほ場整備事業のほか、県単独土地改良事業や団体営農道整備事業等により、水田295haの整備が完了している。

頭首工及び用水路は、昭和30年代に整備された施設で、約60年経過し老朽化が著しいことから、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の導入により、施設の機能診断に基づいた補修等を実施し営農経費の軽減を図る。

また、パイプライン等については、土地改良施設維持管理適正化事業により施設の長寿命化を図る。

エ 鵜戸地区

本区域の富士・宮浦・伊比井地区の約23haは、ほ場整備されている。他の未整備地については、用排水施設や農道等の整備を推進し、農作業の効率化や生産性の向上を図る。

宮浦地区の樹園地は、昭和38年からの農業構造改善事業等で整備され、排水路の老朽化が著しいことから、農地防災を図るため平成21年度から県営農地保全整備事業により整備された。

今後は農業用施設の維持管理に努め、有効利用し、農作業の効率化や生産性の向上を図る。

オ 細田地区

本区域の水田約80haが団体営ほ場整備事業、新農業構造改善事業、団体営小規模排水対策特別事業により基盤整備を完了している。

未整備地区の上方・川下の水田については、農地の集団化による経営規模拡大を進め効率的な農作業により農業経営の向上を図るため、県営ほ場整備事業等の導入を促進する。

また、水田及び樹園地内での農道整備を推進し農業経営の合理化を図る。

今後は、樹園地及び畑地で県営農地保全整備事業が完了した地区では、農業用施設の維持管理に努めるとともに、施設の有効利用により、農作業の効率化や生産性の向上を図る。

カ 酒谷地区

本区域の水田は、約39haは基盤整備事業等の整備が完了し、畑・樹園地の約85haについて県営農地保全整備事業を完了している。

平成28年度まで実施してきた、中津留地区の県営ほ場整備事業(約23ha)が完了したため、今後は、農地の集団化による経営規模拡大を進め効率的な農作業により農業経営の向上を図るとともに、農業用施設の維持管理に努める。

また、坂元棚田については、昭和初期の耕地整理による石積み棚田が、平成11年には棚田百選に、平成25年には国の重要文化的景観に選定されたことにより、様々なグリーン・ツーリズムが展開されている。棚田は貴重な文化財であり、今後も整備及び保全に努める。

キ 大藤地区

本地域の水田は、昭和 49 年に県営ほ場整備事業に着手し、54 年迄に 30 a 区画でほぼ 100%が整備され、農道もほ場整備事業、新農業構造改善事業等により全て整備された。

当地区は農地の利用度も高く、耕種農家と畜産農家によるこれまで以上の効率的土地利用に期待がかかる。

また、地域資源である温泉との有機的な連携を図り、グリーン・ツーリズムへの取組みが図られている。

最大の不安は、満潮時の大雨における広渡川流域（河川）からの水田へのバックウォーターによる浸水で、当地区の大きな課題である。

ク 郷之原地区

本地域の水田は県営ほ場整備、県単事業により 30 a 区画による土地基盤整備が終了し、水管理はパイプライン方式によって整備が図られている。

当地区は上郷、中郷、下郷地区からなり、小規模経営農家や高齢化・兼業農家が多いことから、認定農業者による農地の集積と、農作業の受託作業による土地利用が期待される。

ケ 北河内地区

本河内、小河内地区などの 11 集落で構成されている本地域は、県道日南高岡線が中央を縦貫し、また広域農道が整備されていることから、交通の便には恵まれているが集落は点在している。

水田は一部の未整備地はあるが、樹園地、放牧地とも基盤整備が完了している。

また、地域の事情もあり一部の水田は迫田のまま管理されている。

一方では、中山間地域等直接支払制度を 6 団地指定することにより、水源の涵養、美しい緑の景観の提供などさまざまな機能を発揮し、集落協定に沿って地域づくりが展開されている。

また、当地域には養豚、種鶏、肉用牛の畜産団地が点在しているため、防疫対策にも積極的に取り組み、農作業の省力化及び効率化を図る。

コ 南郷地区

本地域は、旧南郷町の中心街と周辺農村集落で構成され（中央町・目井津・栄松・上中村・津屋野・谷之口）、生活の中心地区である。

当地区は都市計画区域を含んでおり、都市基盤の整備計画と整合を図る。

農村集落としては、中央町・上中村・谷之口・津屋野で、南郷川水系沿いに広がる水田については県営ほ場事業により整備され、山間部の畑・樹園地については農地保全事業により農道の整備がされている。

今後とも、整備された施設の維持管理を行い効率的な農地の運営を行う。

サ 潟上地区

本地域は、本市の最南端にあり、地域を通過する国道 448 号沿いと（栄松・外浦・贅波・夫婦浦）県道北方南郷線沿いに（脇本・潟上上・潟上中・潟上下）集落が構成されている。

農孫集落としては6集落（脇本・潟上上・潟上中・潟上下・贅波・夫婦浦）で贅波集落においては県営及び新農業構造改善事業などにより整備されている。

潟上・脇本集落においても農地保全事業により農道が整備され農業生産基盤の整備はおおむね完了している。

今後はこれらの適切な維持管理と有効活用を促進する。

シ 榎原地区

本地域は、国道 220 号線の沿線に集落と農地が点在しその背後に山林がそびえる地形で、4つの農村集落（札之尾・上講・中講・下講）で構成されている。

また、南郷川の上流に位置しており山の斜面に樹園地が広がっていることから、農地保全事業による農道、排水路の整備を行い、農作業の省力化・効率化を行った。

そのため、地域内の農業基盤はおおむね整備されており、今後も農業生産基盤の効率的な運営と維持管理に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備	ほ場整備 A=14.0ha	上津留	15.0ha	①	県営農地整備事業 (経営体育成型)
暗渠排水	地下水制御 A=20.0ha	吉野方	20.0ha	②	県営農地整備事業 (経営体育成型)
農道舗装	農道舗装 L=600m	南平	8.0ha	③	農業基盤整備促進事業
暗渠排水	用排水路改修	石倉田	4.0ha	④	県単独土地改良事業 (排水改良事業)
ほ場整備	ほ場整備 A=8.0ha	長谷場	8.0ha	⑤	県営農地中間管理機構関連 農地整備事業
用排水路改修	用排水路工 L=2,500m	谷之口	313.2ha	⑥	県営農業水路等長寿命化防 災減災事業 (ストックマネジメント)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、木材生産等の経済的機能のほか、水源涵養、国土の保全、自然環境・生活環境の保全、地球温暖化の防止などの公益的機能を持ち、農地の保全、農業用水の確保にも大きく寄与している。

このような状況の中で本市林業の発展を図るために、より一層配慮した森林資源育成に努めるとともに、担い手の育成や生産コスト縮減につながる林道等生産基盤の整備、木材の生産から加工・流通に至る体制の整備・拡充による効率化、省力化に努めながら林業経営の安定化を図る。

4 他事業との関連

日南市重点戦略プラン及び各分野別計画等に基づき実施される道路整備や河川整備、治山事業等の諸事業との連携・調整を図りながら、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業の推進に努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農用地は、全地区において農地保全が整いつつあるが、今後も引き続き、未実施地区への整備を進め、改修も視野に入れ長期的かつ計画的に実施する。

また、近年の厳しい農業情勢、高齢化や兼業化等での担い手不足及びサルやイノシシなどの有害鳥獣による被害による耕作意欲の低下等に伴い、耕作放棄地が目立つようになり、農地のもつ多面的機能の維持が危ぶまれている。

こうした状況の中で、認定農業者や農地所有適格法人などを中心とした担い手農家等への土地利用集積、集落営農を推進するとともに、有害鳥獣被害防止対策に取り組み、農地の荒廃を防止する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積		
頭首工改良	頭首工	桃の木 鯛の子	15.0ha	1	県営農業用河川工作物等応急対策事業 (河川応急)
頭首工改良	頭首工	中津留	21.0ha	2	県営農業用河川工作物等応急対策事業 (河川応急)
ため池整備	ため池	七迫	4.8ha	3	県営ため池等整備事業 (農地防災)
ため池整備	ため池	穴越	8.7ha	4	県営ため池等整備事業 (農地防災)
ため池整備	ため池	野中	20.0ha	5	県営ため池等整備事業 (農地防災)
ため池整備	ため池	前平	4.5ha	6	県営ため池等整備事業 (農地防災)
ため池廃止	ため池	河ヶ迫	10.9ha	7	県営ため池等整備事業 (防災減災)
用排水施設等整備	排水路	桜ヶ丘	4.8ha	8	県営用排水施設等整備

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地の解消という観点から、農業委員会や関係機関と連携し、認定農業者等の担い手への農地利用集積や農地中間管理事業の推進で、農地の保全管理を展開していく。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の協定締結集落を支援し、農業生産活動や地域ぐるみの共同活動による国土の保全、水源の涵養等の公益的・多面的な機能を維持していくことで農地保全を図る。

なお、鳥獣害被害対策として、水産林政課と連携し、野生鳥獣の生息状況や被害状況の的確

な把握に努めるとともに、地域が一体となって取り組む「被害防止対策」を展開していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は木材生産等の経済的機能はもとより、水資源の涵養^{かん}、林地崩壊及び土砂流出防止など、市土の保全、さらには緑の景観やレクリエーションの場の提供といった多くの公益的機能を有しており、農用地の保全上も大きな役割を担っている。

このため、生産性の高い優良な森林の確保はもとより、多目的効用の源泉として、また森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、重視すべき機能に応じた森林の整備に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、消費者ニーズの多様化や国際貿易交渉の進展により、国内外の産地間競争が激化するとともに、農業従事者の高齢化が急速に進行しており、農家数が年々減少する中で、遊休農地の増加など、多くの構造上の問題に直面している。このような状況が継続すると、農業生産力の低下はもとより、ひいては集落機能の低下も懸念される。

このような状況を踏まえ、認定農業者等育成すべき経営体が、明るい展望をもって農業に取り組めるような魅力ある農業経営の確立を図るため「他産業並みの所得」、「他産業並みの労働時間・休日の確保」を基本に、将来的には農業所得580万円程度を目標として基本構想を定めている。

この目標を達成するため、冬期温暖多照という恵まれた自然条件を最大に生かし、果樹、野菜、花き等の園芸作物の施設化を推進するとともに、集約型農業を中心に足腰の強い農業経営の確立を目指す。

また、一方では、本市の農地の60%を占める水田の高度利用を図るため、冬季の露地野菜などを生産する土地利用型農業を推進し、農地の有効活用と農家経営の安定化を図るものとする。

畜産については、環境に配慮した大規模経営化を目指すとともに、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の防疫体制の整備に努め、水田を活用した飼料米やわら専用稲などの国産粗飼料の生産による耕畜連携の推進により、家畜排泄物など有効に活用した資源循環型農業の確立を図る。

また、本市の農業生産を支える担い手となる認定農業者や農業法人等の確保・育成と経営の安定・向上を図るとともに、集落ぐるみで農業生産や農地の利用調整を補完できる集落営農組織を育成し法人化を推進する。

そして、消費地から遠いという不利な条件のなかで、産地として生き残るためには、JAはまゆうを中心とした生産組織の育成強化に努めるとともに、組織間の横の連絡を重視し、地域農業の複合化を目指し、全体的に相乗効果が発揮できるように努める。

なお、平成16年8月にJA等の出資による農地所有適格法人である(有)ドリームランドはまゆうが設立されており、担い手のいない集落での支援を目的に、耕作放棄地の解消と、新規就農等の人材育成・確保の取組みの強化を図ることとしている。

<表 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標>

	個 別 経 営 体		
	営 農 類 型	作 目 構 成	経営規模
1	早期水稲＋普通期水稲＋飼料米	早期水稲 10ha＋早期水稲 5ha（作業委託）＋普通期水稲 3ha＋飼料米 10ha	23.0ha
2	施設野菜＋早期水稲Ⅰ	ピーマン 0.3ha＋早期水稲 2ha	2.3ha
3	施設野菜＋早期水稲Ⅱ	きゅうり 0.3ha＋早期水稲 2ha	2.3ha

4	露地野菜＋早期水稲	水田ごぼう 1.5ha＋水稲 10ha	11.5ha
5	施設花き＋早期水稲	スイートピー0.5ha＋水稲 2ha	2.5ha
6	施設花き＋施設野菜＋早期水稲	スイートピー0.3ha＋ピーマン 0.4ha＋早期水稲 1ha	1.4ha
7	施設花き複合型	スイートピー0.3ha＋ホオズキ 0.25 ha	0.3ha
8	露地みかん＋露地中晩柑	露地みかん 2ha＋中晩柑等 1ha	3.0ha
9	露地みかん＋施設中晩柑	露地みかん 2ha＋中晩柑等 0.6ha	2.6ha
10	露地みかん＋亜熱帯性果樹	露地みかん 2ha＋亜熱帯性果樹 0.2ha	2.2ha
11	露地中晩柑専業型	ぼんかん 1.2ha＋露地日向夏 1ha	2.2ha
12	施設果樹＋路地果樹	施設金柑 0.5ha＋路地金柑 0.5ha	1.0ha
13	亜熱帯性果樹専業	亜熱帯性果樹 0.5ha	0.5ha
14	茶専業型	茶 5ha	5.0ha
15	肉用牛繁殖基幹型	繁殖牛 50 頭＋水稲 1.5ha＋飼料作物 5ha	6.5ha
16	肉用牛肥育基幹型	肥育牛 300 頭	—
17	酪農専業型	乳用牛 40 頭＋飼料作物 5ha	5.0ha
18	養豚専業型	母豚 120 頭一貫経営	—
19	ブロイラー専業型	ブロイラー60,000 羽	—
20	養鶏専業型	みやざき地頭鶏 5,000 羽	—
21	種鶏専業型	種鶏 8,000 羽	—

	組 織 経 営 体		
	営 農 類 型	作 目 構 成	経営規模
1	集落営農水稲基幹型	水稲 20ha＋受託 10ha	20.0ha
2	施設花き専業型	スイートピー1ha	1.0ha
3	露地果樹専業型	露地みかん 9ha＋中晩柑等 1ha	10.0ha
4	施設果樹専業型	ハウスみかん 2ha	2.0ha
5	茶専業型	茶 6ha	6.0ha
6	肥育牛専業型	肥育牛 600 頭	—
7	肉用牛一貫専業型	繁殖牛 120 頭＋肥育牛 250 頭	—
8	養豚一貫専業型	母豚 500 頭	—
9	種鶏専業型	種鶏 10,000 羽	—

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 農用地の流動化

現在、本市水田の平均経営耕作面積は、172aとなっている。これは、零細的農家が多く、基盤整備の立ち遅れや、農地の資産的保有傾向が強いため、農地の流動化がこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたためである。

このため、市、農業委員会、JAはまゆう等、各関係機関との連携の強化を図り、農地流動化の啓発普及を図ることはもとより、農用地利用改善団体、地域営農組織等の組織化、法人化を図り、農地の「所有から利用へ」を推進するとともに、集落内での話し合いを通じて、認定農業者等育成すべき経営体への農地の集積、集団化を図る。

また、農地利用集積円滑化団体であるJAはまゆうが、農地利用集積円滑化事業を行うことにより、農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等を図る。

イ 農作業の受委託

農業者の高齢化、兼業化の増加、また、農業生産の低コスト化、高能率的な機械の利用等の観点から、農作業受託組織等を十分に活用した農作業の受委託を推進する。

ウ 農作業の共同化

農業従事者の高齢化、後継者不足が進む中、農用地の有効利用、生産性を高めるために、集落内の話し合い活動により、地域営農組織等の組織化を進め、集落営農組織や担い手組織等を中心とした機械の共同利用、防除等の共同作業の効率化を促進する。

エ 地力の維持増進

本市における土壌は、火山灰土壌地帯が多く、温暖・多雨という気象条件であるため、土壌養分の流失等が大きく地力減退を生じやすい環境にあることから地域資源である家畜排泄物を有効に活用し、環境と調和した持続性の高い農業を推進するため、耕種農家と畜産農家との連携により良質堆肥の生産と農地への還元による土づくりに努め、地力の増進を図り、健全で高品質な農産物の生産に努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域営農組織の育成対策

現在、地域営農組織等において、作目の集団化、裏作導入等による高度利用、認定農業者等育成すべき経営体による農作業の受委託、農地の利用集積などが、組織的に展開されている。

今後は、新たな地域営農組織の育成を支援し、組織的活動の強化、拡大を図る。

(2) 農用地の集団化対策

認定農業者等の経営規模の拡大を図るため、農用地の集積と効率的な土地利用に努めるとともに、地区ごとに農用地利用改善組合を組織化し、地域の担い手農家等の戦略作物等の団地化を進め、経営所得安定対策の円滑な取組みを図る。

(3) 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法に基づいて定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月策定）」により、農用地利用集積計画を策定して、利用権設定等による農用地等の集積を図る。

(4) 農地中間管理事業

地区単位での農用地等の集積やほ場の耕作条件の改善による集約を図っていくとともに、農業経営の転換をされる農業者等の農用地等が担い手に円滑に集積されるよう、中間管理事業を推進する。

(5) 農地利用集積円滑化事業

土地所有者の意向により、農地中間管理事業による集積に適さないときは、J Aはまゆうにおいて農用地等の貸し手、借り手のマッチングを円滑に行い、農地利用集積円滑化事業により、担い手への農用地等の集積を図る。

(6) 農地移動適正化あっせん事業

平成30年7月から農業委員会に設置される農地利用最適化推進委員の活動等により、担い手への農地用等の利用集積の推進、耕作放棄地の発生防止や解消の推進、新規就農や企業等の農業参入の支援などを推進する。

(7) 農作業の受委託の促進対策

小規模農家の農業機械の導入による生産コストの増加を抑え、経営規模に応じた機械の適正な導入と高度利用を促進することで農家所得の向上を図るとともに、農作業の受委託及び農機具の共同利用を推進する。また、今後の取組みとして集落営農組織をはじめ、地域農業集団等の組織の育成強化に努める。

(8) 農作業の共同化対策

現在、組織化されているJ Aはまゆうの各専門部会、各農業生産組織において共同作業の推進をするとともに、作業範囲の拡大を図り、機械の共同利用による生産コストの低減を図る。

(9) 農業生産組織の育成対策

新規の企業的経営体や集落営農組織等の育成を推進するとともに、既存の各農業生産組織において研修会の開催、連絡調整機能の徹底等により機能の充実を図る。

(10) 地力の維持増進対策

安全安心な農産物の生産を振興するために、堆肥センターの利用増進を県農業改良普及センター・市・JAはまゆう等の営農指導の面から土づくりの啓発普及に努め、堆肥の農地還元の推進と資源循環型農業の展開を図る。

(11) 水田高度利用と遊休地の解消対策

本市は、水稻と他作物とを組み合わせた生産性及び水田農業の確立を目指すため、担い手への水田の利用集積を図る取組みを促進し、地域に適した作物の積極的な導入を図る。

兼業化、土地持ち非農家の増加、混住化、高齢化、過疎化等による遊休地等の解消対策として農作業受委託及び農機具の共同利用を進めるとともに、農業経営基盤強化促進事業等により、認定農業者等育成すべき経営体への農用地の集積を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の面積のうち森林は、80.1%を占めている。そのため、各種施策を展開するにあたっては、より大きな効果を期待し、農業と林業との連携を図りながら進めることとする。

また、林業経営におけるコストダウンを図るため、計画的な作業路の整備を進め、集約化を図るとともに、恵まれた自然条件を活かし、人と森林とのふれあいの場としての森林資源の利活用を計画的に推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業を取り巻く環境は、社会構造の変化や景気の低迷等、大変厳しい状況下にある。

また、高齢化や担い手の減少に起因した耕作放棄地の増加等、その課題は多岐にわたり、本市の農業の構造改革が急務となっている。

本市は、温暖な気候を利用し、水稻、果樹、野菜、花き及び畜産を主軸として産地化を図ってきたが今後は、各作物の振興はもとより、畜産農家や耕種農家との堆肥の流通体制の整備や環境に配慮した資源循環型農業の展開を図ることとし、生産流通体制の合理化を図るものとする。

農業近代化施設の整備にあたっては、JAはまゆう等を中心に広域的な施設の整備を行うものとし、ビニールハウス等を中心とした生産施設の整備、高性能機械の導入及び直売所等の流通施設の整備等を計画的に実施し、農業近代化施設の整備を図る。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に農業振興地域整備計画が例示されたことにより、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、バイオマス利活用施設、農業用排水施設から生まれるエネルギー活用のための施設、エネルギー効率の高い温室等の整備を推進する。

(1) 水稻

現在、平成25年度から本格実施された経営所得安定対策に基づき、制度の推進を実施している。

特に本市の水稻栽培は、複合経営を基本とした小規模経営が多いことから、集落内の機械の整理統合や共同利用を一層推進し、作業受託・農地の集積等を円滑に進めながらコストの低減に努め、品質の向上や売れる米づくりの推進を図るため、担い手等への水田耕作機械や高性能機械の導入を進めるものとする。

(2) 果樹

現在、果樹栽培農家の経営の安定化を図るため、極早生うんしゅうみかん中心の栽培形態から中晩柑の導入による複合的な生産基盤の整備を推進している。

特に中晩柑については、長期間販売できる生産基盤の整備を図るため、施設栽培の導入及び、流通施設の整備を積極的に推進していくものとする。

また、露地栽培については、規模の拡大やコストの低減を図るために省力化機械等の導入を積極的に推進するとともに、消費者のニーズに則した選果施設の導入を図る。

(3) 野菜

野菜は、本市の水田農業の基幹的な作物であり、生産面積の拡大に努めている。

今後は、環境保全型農業の推進を図る上で露地野菜の面積拡大が大きな柱となり、土地利用型の野菜栽培を図るため、省力化機械の導入や流通施設の整備を図るものとする。

また、施設野菜においても経営の安定化を図るため規模の拡大に努め、台風に耐えられる中期展張ハウスや低コスト耐候性ハウスの整備を図るとともに、省力化機械の整備等にも努めるものとする。

(4) 花

本市の花き栽培は、消費者ニーズの多様化や産地間競争の激化に伴い、価格の低迷など大変厳しい状況下にある。

特にスイートピーについては、品質向上対策を基本とし、ヒートポンプや自動開閉装置等の整備を図るものとする。

また、スイートピー以外の花についても産地化を図る観点から施設の整備を中心に推進するものとする。

(5) 畜産

近隣諸国では、口蹄疫や豚熱・高病原性鳥インフルエンザが継続的に発生していることから、更なる防疫体制の強化を図るとともに、万一の発生時に迅速に終息できるよう、確実な埋却地の確保を推進する。

ア 肉用牛については、生産から肥育まで地域内一貫体制の確立を図るとともに、優秀な繁殖・肥育素牛の地域内留保を促進し、基盤の強化を図る。このため、家畜導入事業等による規模拡大を促進し、生産施設の整備等により中核となる農家の育成を図る。

また、耕畜連携を推進する中で、飼料作物生産利用機械、堆肥化处理施設の整備を図る。

イ 養豚については、既存の糞尿処理施設の適正な維持管理と適宜、新たな整備、改修等を行い、環境に負荷の少ない経営を目指す。

ウ ブロイラーについては、防疫対策を強化し、生産性の向上や計画生産に努める。

エ みやざき地頭鶏については、生産流通体制の整備を図り、積極的な広報活動による販売力の強化と生産拡大を目指す。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受 益 の 範 囲			利用組織	対図 番号	備 考
		受益 地区	受益 面積	受益 戸数			
共同栽培管理施設 (果樹)	果樹 AP ハウス 2 号改良型	酒谷 南郷	ha 0.66	戸 4	5 年度ハウ スキンカン 生産組合	A	令和 4 年度 活動火山周辺地域防災営農 対策事業
共同栽培管理施設 (野菜)	AP ハウス 2 号改 良型・中期展張 ハウス	北郷 宮浦	0.59	3	施設野菜生 産組合	未定	令和 6 年度 活動火山周辺地域防災営農 対策事業
共同栽培管理施設 (果樹)	果樹 AP ハウス 2 号改良型	大窪 南郷	0.5	4	果樹生産組 合ほか	未定	令和 7 年度 活動火山周辺地域防災営 農対策事業

共同栽培管理施設 (野菜)	APハウス2号改良型	北郷	0.5	3	野菜生産組合ほか	未定	令和7年度 活動火山周辺地域防災営農 対策事業
------------------	------------	----	-----	---	----------	----	-------------------------------

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市における農業近代化施設は、各種事業により整備してきた。本市の総面積80.1%を占める森林資源の活用については、スギの製材残材等を畜舎や作業舎の敷料に用い、その後堆肥として利用することや、スギの樹皮等をバーク堆肥として土壌改良に利用するなど、の取組を推進する必要がある。また、農業用ハウス等の温度管理のため、木質ボイラーの導入を図り、スギの間伐材等を原料とした燃料用木質ペレットの利用を推進する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

将来の地域農業の担い手となる青年農業者の育成・確保を図るため、青年農業者等で組織されている団体等への活動助成を行うとともに、県及び各関係機関と連携を図りながら、新規就農者等の研修や就農相談を行う。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業の技術・知識の習得への支援の活動

次世代の農業経営を担うべき者に、優れた生産技術と経営感覚を習得させるための支援として、先進地研修や市場調査をはじめとした経営感覚を磨くための各種研修会の開催などによる、青年農業後継者グループ等の活動に対する支援事業を展開していく。

(2) 就業準備等に必要な資金手当の支援

農業後継者や新規就農者がスムーズに経営を開始、展開できるための支援として、農業改良普及センターやJAはまゆう等の各関係機関と連携し、就農希望者や就農者の意向を把握するとともに、青年等就農資金等の各種支援制度の積極的な活用を促進する。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

本市の農業委員会を中心に、優良農地の斡旋や、取得のための支援活動を展開し、併せて農地利用集積円滑化団体であるJAはまゆうや農業振興公社との連携を図っていく。

(4) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

JAはまゆうや農業改良普及センター等の各関係機関と連携し、農業経営や生産技術に関する研修会開催等の情報を広報誌等で提供していく。

(5) 将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進

将来の担い手の育成・確保の観点から、農業教育の推進は極めて重要である。国土保全や自然景観、伝統文化の維持など、農業、農村の有する多面的で公益的な機能の理解を促進するため、農業体験などの各種活動を展開するとともに、関係機関と連携を取りながら、農業教育の推進を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業と林業は互いに連携を取りながら各種施策を行うことで、担い手の育成確保の効果は高まるものと考えられ、また、林業経営の安定は、農業の振興にも多くの役割を果たすことから、今後とも林業後継者の育成支援を積極的に展開する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の総農家における令和2年の専業農家率は約24%となっており、10年前と比較して6%減少しており、戸数においては298戸減少している。また、農業外所得が主である副業的農家の戸数については、増加傾向にあり、販売農家の約56%を占めている。

農業従事者及び農家世帯員の就業機会の確保により安定的な就業の促進を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要素の一つである。

こうした中、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく農村地域への産業等の誘導や東九州自動車道の日南北郷、日南東郷、油津インターチェンジ設置による高度交通体系の要衝となる地の利を生かし、積極的に企業誘致を進めるとともに、働く場の創出や育成等に努め、市全体の雇用機会を図ることで、農業従事者及び農家世帯員の安定的な就業を促進する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業委員会やJAはまゆう等の関係機関と協力し、農業後継者の育成に努めているが、さらに、各種協議会、座談会等の機会をとらえ、農業従事者の就業に対する意向を個別的、集団的に把握し、就業対策を図る。

(2) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

学卒就農者をはじめ、離職就農者、新規参入者、法人就農者など多様な就農ルートに応じた就農相談体制の充実を図るとともに、制度資金の貸付や農業資源の有効活用推進による初期負担軽減及び農業改良普及センター等との連携による濃密指導など、就農相談から定着に向けた総合的な支援を実施・推進する。

さらに、教育機関との連携強化を通じた児童・生徒に対する農業への理解促進等により、就農候補者の底辺が拡大する環境の熟成を図る。

(3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画の達成を図るための対策

本市は、産業導入地区を市内3地区に設定し、積極的に企業の誘致を進めるとともに、働く場の創出や雇用機会を図った結果、3地区で9社の誘致、800人（うち地元雇用682人）の雇用が図られた。

なお、市内工業団地には現在空き用地はない状況である。

(4) 企業進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

企業の地域への進出は、安定就業の場の確保に有効な方策であるため、土地改良区、農業委員会、地権者、自治会長等による企業誘致のための連絡調整体制の強化を図る。

- (5) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策
 農業経営体の法人化の推進、農産物の加工施設の設置、農産物直売所の充実を行い、零細農家、兼業農家、高齢者や女性の安定した就業機会の増大を図る。
 また、健康的でゆとりある生活に資するグリーン・ツーリズムの普及等を推進し、交流拠点や農業体験研修施設の整備も検討していく。

3 農業従事者就業促進施設

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の 対象者	附図 番号	備考
予定なし					

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本地方の林業は、古くから飢肥杉材生産とともに発展し、地域経済の振興に多大な貢献を果たしてきた。

現在、林業は、輸入材の増加や建築様式の変化などによる国産材需要の減少、木材価格の低迷による採算性の悪化、林業従事者の高齢化と後継者不足による労働力人口の減少など多くの課題を抱えているが、森林の持つ公益的機能は、地球温暖化防止など世界的な環境保全から見直されており、森林の果たす役割は益々重要となってきた。

このことから、戦後植林された山林が主伐期を迎えているなか、森林の多面的機能を持続的に発揮し、資源循環型林業を実現させるためには、より一層配慮した森林資源育成に努めるとともに、担い手の育成や生産コスト縮減を図るための林道基盤の整備、木材の生産から、加工・流通に至る体制の整備・拡充による効率化・省力化に努めながら林業経営の安定化を図る必要がある。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市では、道路環境の整備、上下水道等の居住環境の整備、公園、緑地、広場の整備、交通安全施設、防災施設の整備など市民生活の基盤となる環境の整備に力を注ぎ、快適で住みよい環境づくりを目指している。

しかし、山間集落の中には、テレビ、ラジオ、携帯及びインターネット等の基礎的な情報通信や高速情報通信基盤の整備に遅れがみられる地域がある。このため、市内どこでも同一の条件で利用できる高度な情報通信基盤の整備を推進する。

2 生活環境施設整備計画

本市では、農業集落排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持など農村の生活環境の改善のため、内之田地区と坂元地区において、農業集落排水処理施設整備事業を実施してきた。

現在、施設の適正な維持管理に加え、集落排水事業の経営安定化を図るため、農業集落排水を特定環境保全公共下水道に接続するための「接続管路施設」を整備中であり、完成後も適切に管理を行う。

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲		対図 番号	備 考
		集落名	受益戸数		
接続管路施設整備	処理人口 198 人	内之田	96	1	令和2年～8年 特定環境保全公共 下水道事業
	処理人口 160 人	坂元	75	2	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では農業とあわせて林業を経営している複合経営が多いため、農業と林業が就業及び所得面で相互補完関係にあり、生活面においても密接な関係がある。

そのようなことから、農業・林業を一体的にとらえ林業従事者の定住化を促進するため、集落道、給排水施設等の環境整備を図っていく必要がある。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

日南市重点戦略プランや各分野別計画等に位置づけられた各種事業との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。

第9 附 図

別 添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（附図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（附図4号）
- 5 農業従事者就業促進施設（附図5号）
- 6 農村生活環境施設整備計画図（附図6号）